

避難所運営マニュアル

① 開設編

調布市立八雲台小学校



調布市立第七中学校



調布市立八雲台小学校

所 在: 調布市八雲台1-1-1

電 話: 042(485)-1255 FAX: 499-4175

調布市立第七中学校

所 在: 調布市八雲台2-16-1

電 話: 042(487)-4521 FAX: 499-4195

目 次

避難所開設編

① 避難所とは	1
② 「避難者」の避難にあたって	3
③ 「地域団体」の発災後の行動	3
④ 災害発生時の避難行動	4
⑤ 校庭利用計画	5
⑥ 避難場所の指定	7
⑦ 体育館利用計画	8
⑧ 教室利用計画	10
⑨ 避難所開設	12
⑩ 校門の開放	12
⑪ 備蓄コンテナの開錠	13
⑫ 体育館の安全確認	15
⑬ コンテナ資器材の取出し	18
⑭ 応急トイレ対策	19
⑮ 応急給水対策	20
⑯ 避難者の一時受入れ	23
⑰ 避難者名簿の作成	24
⑱ 通信手段の確保	25
⑲ 避難所開設報告	26
⑳ 災害用伝言ダイヤル	27
㉑ わが家の防災メモ	28

①避難所とは

◆ 避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

- ・ 避難所は、「災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設」です。
- ・ 避難を必要とする方とは
 - 住民が被害を受け、住居の場を失った方
 - ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
 - 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある方など

◆ 避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

- 避難所の受入れは一時的なものであり、自宅に戻れることのできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

◆ 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

- 災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望すべてに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。
- ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢な方や障害のある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

◆ 自助・共助・公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します。

- 自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、それぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

「自助」－個人・家庭で、自身や家族の身の安全を守る活動やそのための備え－

- 日常からの備えが大切
 - 自宅の耐震化や家具の転倒・落下・移動防止を行って被害の軽減に努めましょう。
 - 食料や水（3日間以上）、簡易調理器、簡易トイレなどの備蓄を行い、食料不足やライフラインの停止に備えましょう。
- 安全な避難をする。
 - お住まいの地域の避難所や、一時避難場所を事前に把握しましょう。
 - お住まいの地域では避難時にどのように行動するのかを事前に把握して置きましょう。
 - 災害時に避難する避難所や安否の確認方法を家族で共有しておきましょう。
- 避難所でも必要最低限の自立した生活を行う。
 - 食料や飲料水をすぐに持ち出せるよう準備しておき、避難の際に持参しましょう。
 - 常用の薬や乳幼児のおむつなど、普段の生活で欠かせない物も準備しておきましょう。
 - ラジオと電池、携帯電話の簡易充電器など、情報源と電源を準備しておきましょう。

「共助」－地域の中で地域住民の安全を共に守る活動やそのための備え－
～自治会等で話し合いましょう～

- 地域で安全迅速に避難する地域住民の安否を確認しましょう。
 - 避難する避難所や一時避難場所、避難の方法などを決めておきましょう。
 - 避難の際に支援が必要となる方を把握し、避難支援の方法を決めておきましょう。
 - 災害時の安否の確認方法を決めておきましょう。
- 円滑な避難所運営と地域支援を行ないましょう。
 - 地域の避難所の活用方法や避難所運営の役割、運営方法を決めておきましょう。
 - 避難所運営訓練、避難所の施設や資器材の事前確認などを行いましょう。

「公助」－行政が市民の安全を守るために行う各種活動やそのための備え－

- 円滑な避難所運営と迅速な避難所への支援を行う。
 - 食料や資器材の備蓄、物資の配送の充実など、物や情報の支援体制を整備します。
 - 初動要員の派遣体制の整備、職員教育の徹底等の支援体制を構築します。
 - 地域団体や施設との事前協議、避難所運営訓練などの実施により、地域団体・避難者、行政、施設の協働による運営体制を整備します。

<生活上の留意事項>

- ・避難所では、できるかぎりプライバシーが確保できるように努めましょう。
- ・避難所での生活支援は公平に行うことを原則としますが、要援護者については、介護者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて個別に対応しましょう。

②「避難者」の避難にあたって

● 避難時の原則

- ・ 避難時は、火の元の始末を行います。大きな地震後は、電気のブレーカーも落とします。
- ・ 避難は、安全面から原則徒歩で行います。
(高齢者や障害者など、徒歩での避難が困難な場合は、車などでの避難を検討します。)

● 避難時の携行品

【携行品の例】

- ・ 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の簡易充電器、現金など、自分や家族が必要とするもの
- ・ 身近な服装と底の厚い運動靴、必要に応じて雨具や防寒着など
- ・ 家族の名札(住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載)など

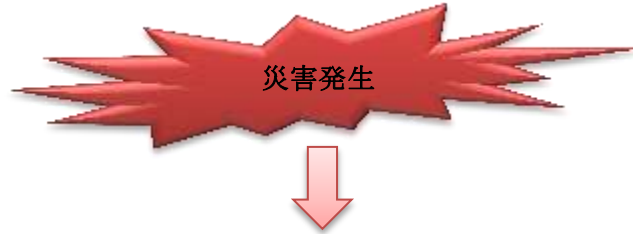
③「地域団体」の発災後の行動

- 地域の被害や住民の安否を確認するとともに、高齢者や障害者など、自力での避難が困難な地域住民の避難支援を行きましょう。
- 安全を確保できる範囲内で、消火活動や救出活動を行きましょう。
- 夜間の災害時は、初動要員等が到着するまでの間、校庭または、屋根のある場所で待機しましょう。

④災害発生時の避難行動

ポイント：災害が発生し、避難行動について

- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。（自助）
- 地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確認します。（共助）



自分・家族の安全確保（自助）

地域での助け合い（共助）

声掛け・安否確認

安否確認・避難の支援

一時避難場所（近隣の公園，広場等）

近隣の公園や広場等において，あらかじめ家族や地域で事前に決めておくこと連絡確認がしやすい。

広域避難場所（都，市の指定場所）

火災の延焼拡大により，さらに安全な場所となる。

避難所（八雲台小・第七中）**両方開設**

自宅での生活が困難な場合や，市が避難勧告を呼びかけているとき

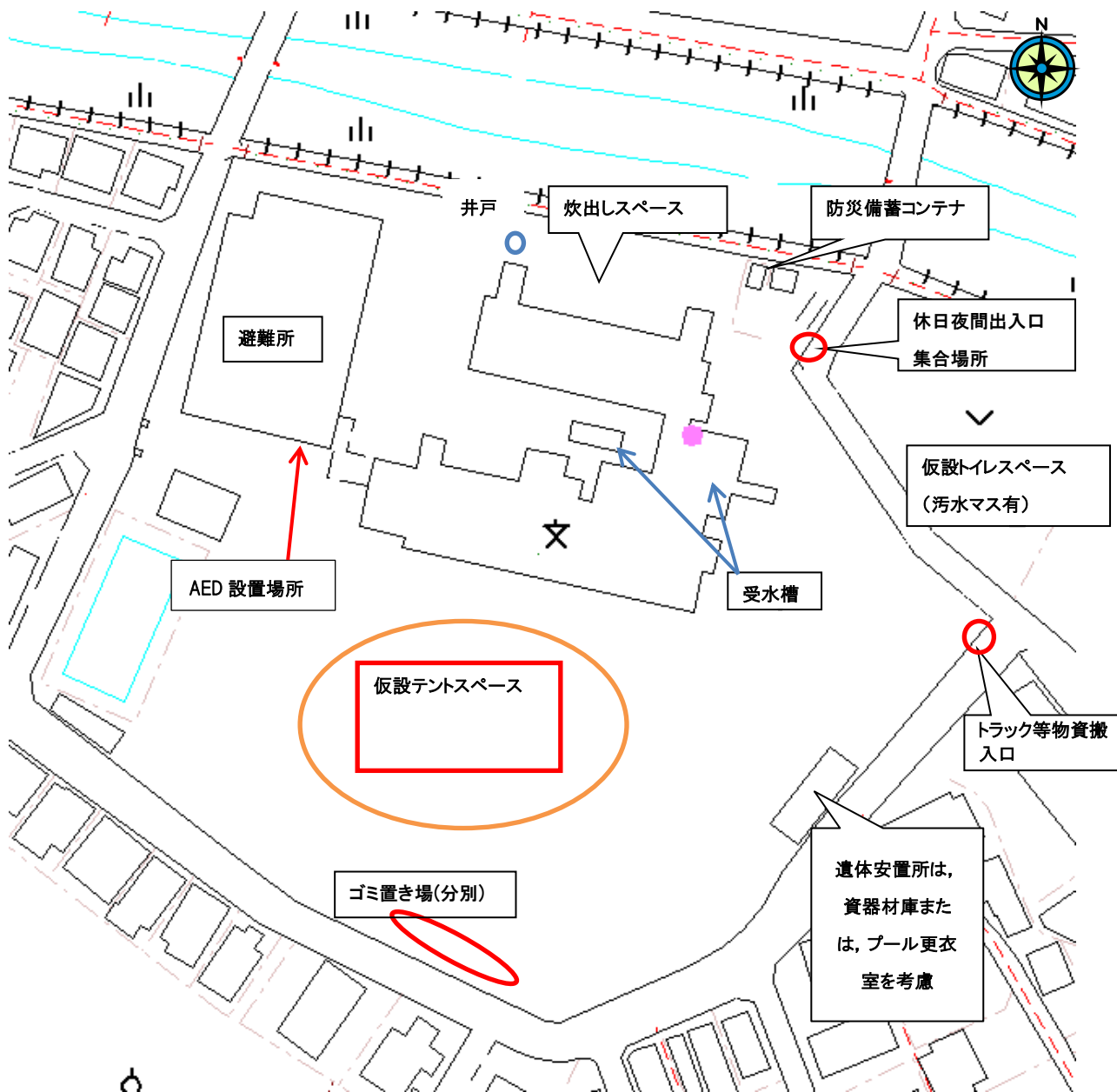
自宅

自宅の安全が確認できた場合
避難勧告などが呼びかけない場合

⑤-1 校庭利用計画(八雲台小学校)



⑤-2 校庭利用計画(第七中学校)



⑥避難場所の指定

- ※1 避難所へ近い地区に分けましたが、あくまで参考にしてください。決してどちらかに避難しなければならないということではありません。
- ※2 特に八雲台地区や国領町地区は、両避難所にも近いため、事前に家族等で決めておくことも必要です。また、両体育館の避難状況により人員の割り振りの対応を図ります。
- ※3 柏野小学校と一部重なっている地区もあるため、近い避難所へ避難してください。事前に家族等へ避難場所を確認しておくことも必要です。

八雲台小学校	第七中学校
八雲台1丁目・国領町1丁目・布田2丁目・調布ヶ丘2丁目・調布ヶ丘3丁目・佐須町1丁目・佐須町2丁目・佐須町3丁目など	八雲台2丁目・国領町2丁目・柴崎1丁目・菊野台1丁目・佐須町4丁目など



⑦-1 体育館利用計画

床面積677㎡

収容人数目安

$$677\text{m}^2 \div (3\text{m}^2) = 225\text{名}$$

八雲台小学校



AED設置場所



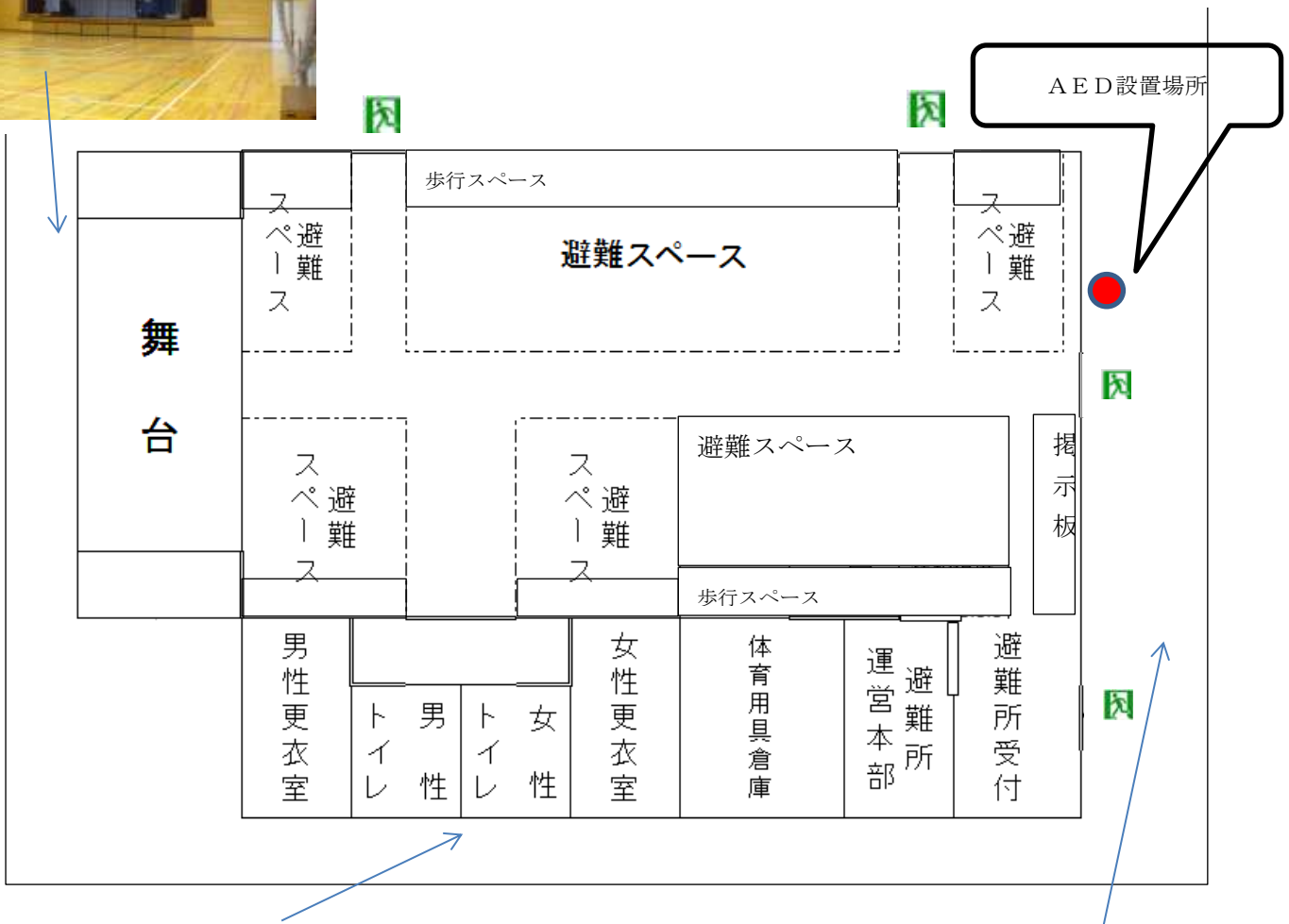
⑦-2 体育館利用計画

第七中学校

床面積866㎡

収容人数目安

$866\text{㎡} \div (3\text{㎡}) = 288\text{名}$



⑧-1 教室利用計画

八雲台小学校

ホームページ上は、未公開とします。

⑧ー2教室利用計画

第七中学校

ホームページ上は，未公開とします。

⑨避難所開設

○集合場所 校門

集まる人たち

- ・学校教職員（開校中）
- ・市職員（避難所担当）
- ・市初動要員（休日夜間の場合）
- ・自治会役員及び地区協役員等

☆単独では行動しないこと！

最低でも3名がそろってから行動。

1人	後から来る人に、状況伝達や指示をする。
2人	コンテナや体育館の開放などの行動に移る。

⑩校門の開放

この手順は、休日・夜間で学校職員が対応できない場合の手順です。
災害時は避難者を受け入れるため、校門を開放します。

○駐車場の門を開放してください。

○校庭で待機を呼びかける。

集合場所（それぞれの門に集合）

調布市立八雲台小学校



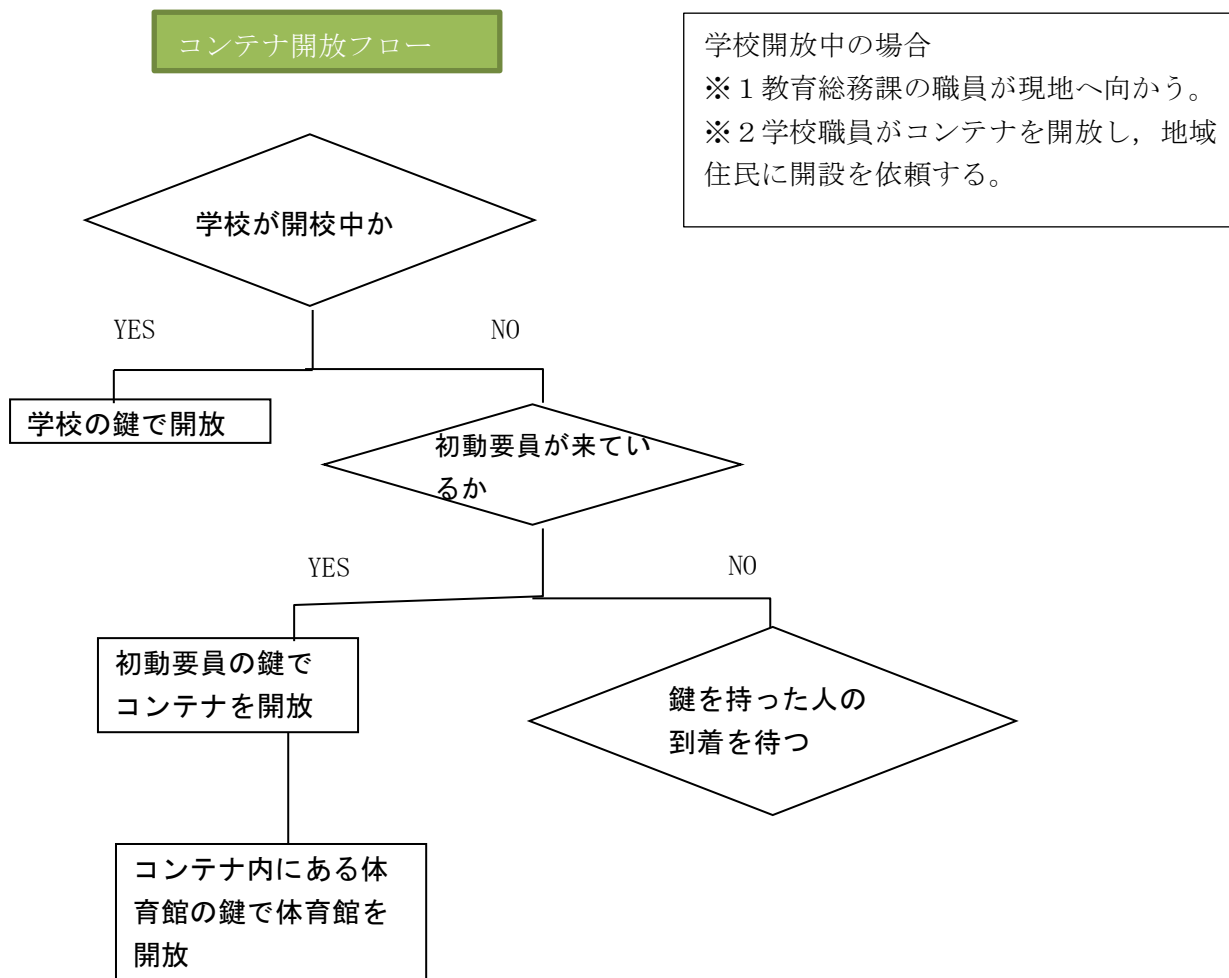
調布市立第七中学校



⑪ 備蓄コンテナの開錠

- 平日の日中は、学校教職員若しくは市役所避難所担当者が開放します。
- 休日・夜間の場合は、次表の鍵所有者で、最も早く到着した人が開放します。

No.	役 職	鍵の所有数	備考
1	学 校 職 員	1	職員室保管
2	初 動 要 員 (市 職 員)	5	各自保管，震度5弱以上で自動参集



※ 夜間や休日等，避難所に施設管理者がいない時間帯及び初動要員が未着の場合は，鍵の到着を待ち，校庭等の安全な場所で待機します。

避難所開設編

コンテナを開けた左下の袖机に・・・



1段目	体育館の鍵(カドキ-), 筆記用具,
2段目	避難者名簿用紙, 貼り紙用紙
3段目	初動要員用ベスト



原則として、「すぐ使うものは手前」に配置しています。

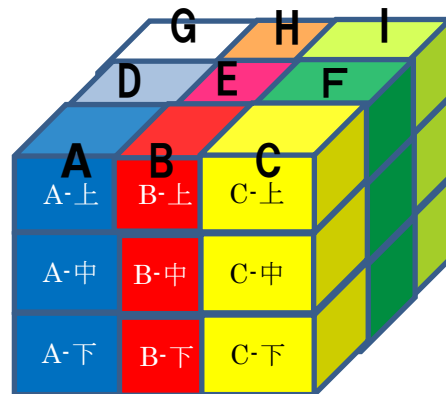
- 避難所開設用資器材
- 夜間対応資器材
- 救助用資器材は、コンテナの手前に置いてあります。

備蓄コンテナには、備蓄品の写真付リストが備えてあります。また、「どこに何が入っているか」を次のように表しています。



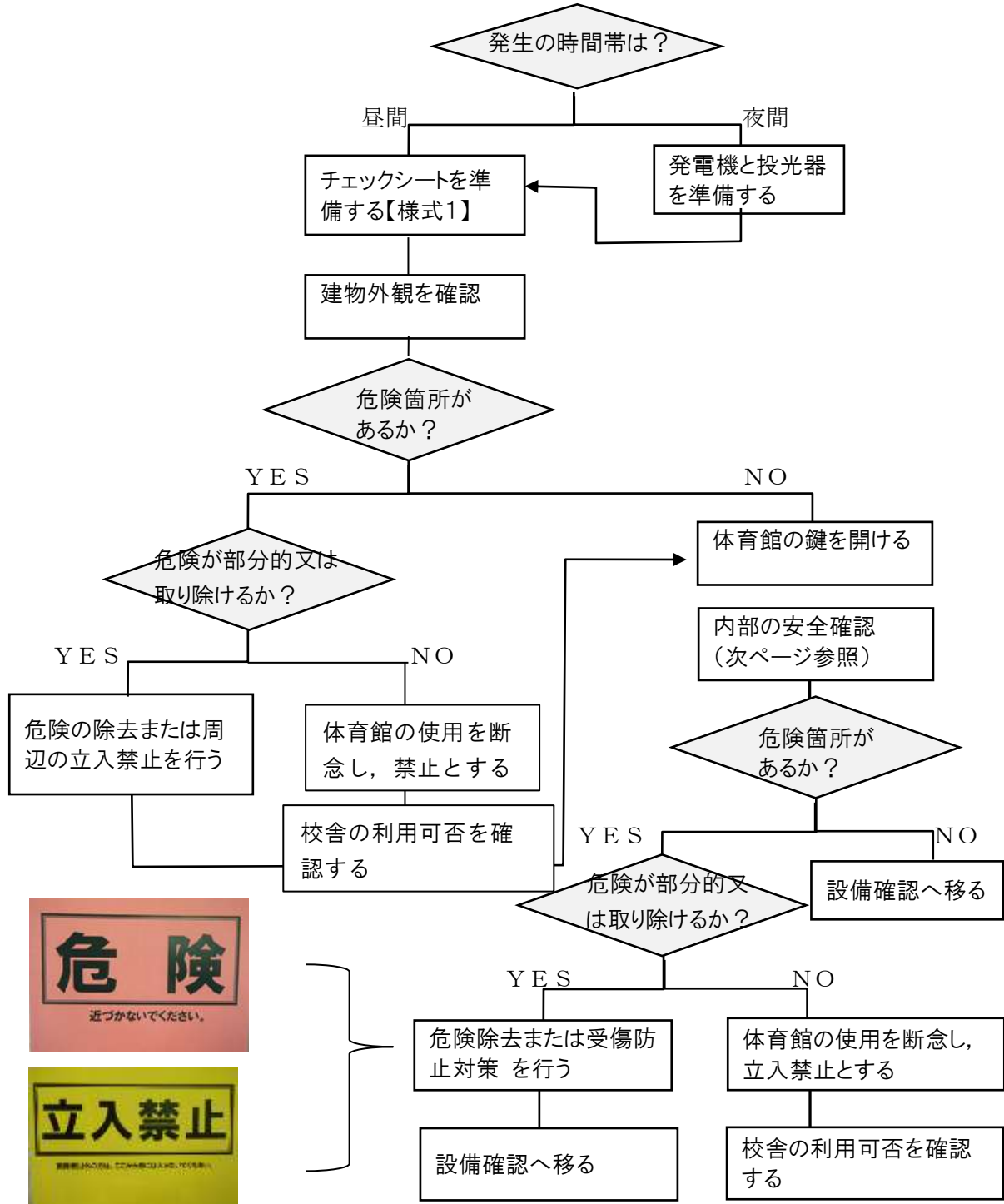
エリア表示は、コンテナ内を 27 エリアに分けたものです。リストには、品名と数量、配置エリアを記載しています。

救助物資	工具類 (スコップ・ハール・ジャッキ等)	1セット	A-下
	救助ロープ	2本	D-中
	担架	1個	C-下
	三角巾	160枚	C-中
	救急箱 (応急医療品)	2セット	C-中



⑫-1 体育館の安全確認

目的・・避難者を収容する前にまず体育館の安全確認を行います。



- 1 安全確認は、2名以上で行います。
(避難者の中に建築士・応急危険判定士がいる場合は、危険度判定を依頼しましょう)
- 2 危険箇所、立入禁止エリアは貼り紙等で明示しましょう

＜外観チェック内容＞

○ 判定はA・B・Cで行います。

(A)安全性に問題なく使用可能 (B)小規模な破損等はあるが使用可能 (C)大規模な被害により使用不能

○ 点検は、目視により該当する部分について、分かる範囲で○をつけます。(その後、市職員等の応急危険度判定員が確認します。)

体育館	確認箇所	判定 〔A・B・C〕	摘要
周辺敷地	地割れ	A・B・C	(例) 地盤の亀裂、外壁東側亀裂あり
	液状化	A・B・C	
外観	傾き	A・B・C	
	屋根	A・B・C	
	柱	A・B・C	
	外壁	A・B・C	



体育館の正面からだけでなく、側面・背面も確認しましょう。

こんな状態になっていないでしょうか？

基礎の液状化、建物の傾き



外壁や柱の座屈・傾斜・破損



<内部チェック内容>

外観チェックと同様に、内部もA・B・Cで判定します。

体育館	確認箇所	判定 〔A・B・C〕	摘要
体育館内部	天井	A・B・C	(例) 亀裂, 落下物, 歪み
	柱	A・B・C	
	床	A・B・C	
	窓	A・B・C	
	出入口	A・B・C	
	照明	A・B・C	

<こんな状況になっていませんか？>

柱の亀裂や破損, 接合部の破



ガラスや照明, 天井材の落下危

危険個所を撤去できるか？



⑫-2 体育館・屋外の設備確認

体育館と屋外の設備を確認します。

区別	種別	細 分	使用可否
体育館	電気		可・否
	トイレ	上水道	可・否
		トイレ排水	可・否
屋外	井戸		可・否
	受水槽	破損状況	有・無

※夜間で照明が利用できない場合は、発電機と投光機により照明を確保します。

⑬コンテナ資器材の取出し

注！ 意

すぐに食料や毛布の配布はしないでください。

早い者勝ちではなく、本当に必要とする方に渡せるように、食料や毛布はすぐ配らないこと。支援物資が届くまでは、備蓄品が頼りです。

※最初に「事務用品」を取出し、避難所居住区域、立入禁止区域、受付、部品配布所、等の区割りを実施します。

	品名	チェック	目的
避難所開設資器材	筆記用具		避難者名簿の作成に必要です。
	避難者名簿用紙		
	「危険」表示札		避難所開設前の施設確認時に必要です。
	「立入禁止」表示札		
	養生テープ		スペース区分け、札の貼り付けに必要です。
	懐中電灯		避難所開設前の施設確認に必要です。
	ラジオ		正確な情報収集に必要です。
	ハンドマイク		避難者が多数の場合に、誘導などに必要です。
	電池		懐中電灯・ラジオ・ハンドマイクに必要です。
	ブルーシート		体育館等のスペース区分けに必要です。
携帯トイレ		トイレの水が流れない場合に必要です。 便器が使用可能で、水が出ない場合の凝固材です。	

●夜間の場合は・・・

	品名	チェック	目的
夜間対応資器材	投光機		夜間、停電時の照明として必要です。
	発電機		夜間、停電時に、投光機の電源として必要です。
	コードリール		夜間、停電時に、投光機と発電機を離れた場所に設置する場合に必要です。

●救助が必要な場合は・・・

	品名	チェック	目的
救助搬送資器材	ジャッキ		救助が必要な場合に使用します。
	バール		
	担架		ケガ人や歩行が困難な方の搬送に必要です。
	車椅子		
	組立て式リヤカー		

⑭ 応急トイレ対策

トイレの水が出なかったら・・・(断水)

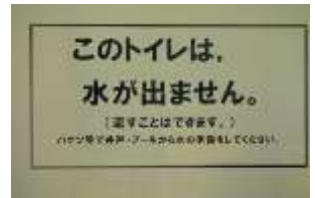
右の張り紙をしたうえで、井戸水やプールの水をバケツなどに準備します。

※ 水の運搬は、重労働です。早いうちに作業分担を決めましょう。



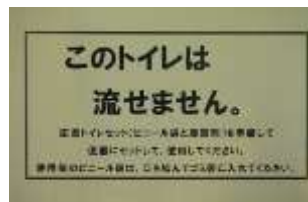
写真:財団法人消防科学総合センター

ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙を使用せざるを得ない場合は、流さずにビニール袋などを準備して、そちらに捨てるようにします。



トイレの水が流せなかったら・・・(下水管の破損)

便器が使用可能であれば、携帯トイレ(ビニール袋と凝固剤)を配置します。



使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。

ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ごみとして、ゴミ集積所へ持って行ってください。

(張り紙はこちらを使用)

トイレが損壊して使用できなかったら・・・

張り紙をしたうえで、屋外に仮設トイレを組み立てます。

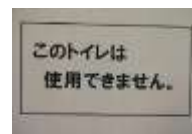
組み立てる場所は、

おすすめ

- ・汚水枡のある部分に付属のホースが届くところ、
- ・汚物の回収や水の調達が容易なところを選定してください。

おすすめ

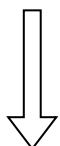
※ホースを汚水枡につなげることができないと、すぐに汚水タンクが一杯になってしまいます。



⑮ 応急給水対策



断水の確認

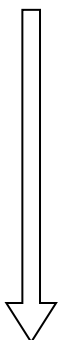


学校近隣の戸建て住宅の断水状況を確認してください。
 ※校舎内やマンションでは、高置タンク(落差により水圧をかけるために屋上などに設置されるタンク)により給水が継続されるため、断水の確認が出来ません。

高置タンク



高置タンク残量の使用



校舎内で給水管に損傷が無ければ、断水時でも高置タンクの残量分は、給水が可能です。

※トイレ排水も水洗が可能です。トイレ排水は使用を制限して、飲用専用としましょう。

高置タンク設置状況	総容量 (m ³)	有効容量 (m ³)
八雲台小	12.0	9.00
第七中	17.5	14.7

ポンプ室を開け給水バルブを閉め飲料水として使用する

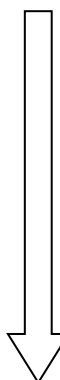


生活水は井戸水・プール水へ変更



トイレ排水を制限した時点で、トイレや洗面等の生活水は井戸水やプール水を使用してください。
 なお、トイレの対応は「応急トイレ対策」(前ページ)を参照してください。

水が出なくなったら(高置タンクが空になったら)...



地上の受水槽から給水します

給水栓を活用して、給水をします。



給水栓

地上受水槽



受水槽設置状況	総容量 (m ³)	有効容量 (m ³)
八雲台小	37.5	31.5
第七中	28.0	21.8

<例> 受水槽の水量について

※八雲台小・有効容量 31.5 m³ = 31,500ℓ

飲料水確保の目安となる 1 人 1 日 3ℓ に換算すると、10,500 人分。

3日分の確保を考慮しても、約 3,500 人を賄える計算になります。

※第七中・21,800ℓ → 7,266 人/日 → 2,422 人/3日





残量管理と水の調達



受水槽の水が無くなる前に、水を運搬する体制を作ります。
男性数名で運搬チームを作り、備蓄倉庫内の水運搬容器(ロテナ)をリヤカーなどに積載して応急給水施設へ向かいます。



水道水の保存期間について・・・

水道水くみ置きの保存期間は、常温では3日、冷蔵庫で10日程度。
直射日光を避けて涼しい場所に保管すれば3日程度、冷蔵庫に保管すれば10日程度は、消毒用の塩素の効果は持続します。(日付をメモして貼っておくと便利です。)
保存期間が過ぎても、沸かして飲めば問題ありません。

～東京都水道局ホームページより～

<災害時の飲料用井戸水の提供>

No.	名称	所在	備考
1	慈恵医大第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	※災害時における井戸の使用に関する協力協定 4,000 m ³
2	調布市役所(たづくり西館)	小島町 2-35-1	200 m ³ /日

<給水拠点>

No.	名称	所在	備考
1	深大寺浄水所	深大寺南町 5-56-1	給水可能量 29,700 m ³ 災害時配水量 9,900 m ³
2	上石原浄水所	上石原 1-34-7	給水可能量 3,380 m ³ 災害時配水量 1,120 m ³
3	仙川浄水所	仙川 3-6	給水可能量 970 m ³ 災害時配水量 320 m ³
4	西町給水所	西町 717	給水可能量 20,000 m ³ 災害時配水量 5,900 m ³

※市内には4箇所の応急給水施設があります。その災害時配水量の合計は17,240 m³。市民ひとりあたりに換算すると、約80リットル(およそ4週間分)に相当します。

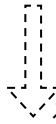
臨時給水体制

運搬した水により給水し、飲み水が無くなることの無いように管理します。



水の調達ができない場合

プールの水を飲用とするために、ろ水器をプールへ運搬します。
ろ水器の使用方法は、資料編「ろ水器取扱い要領」を参照してください。



応援の給水車による給水体制



⑩避難者の一時受入れ

教室などを居住スペースとして割り振る前に、広いスペースに一時的に避難者を受入れます。避難者は、徐々に増えることが考えられますので、あくまでも仮のスペースであることを周知する必要があります。

体育館内の区分け

事前の体育館利用計画などに基づきブルーシートを張り、居住スペースを明示します。

通路となる部分や物資保管スペースを必ず確保するのがポイントです。

※体育館が使用できない場合は、屋内の出来るだけ大きな空間を使用します。



写真：財団法人消防科学総合センター

避難者への説明

トラブルを予防するために、避難者された方々に次のアナウンスを行います。

「現在の場所は、一時的な場所です。

後で必ず移動してもらいます。」

「ペットは室内には入れないで下さい。外につないで下さい。」

避難者の一時受入れ

⑰避難者名簿の作成

受付の設営

机や椅子を準備して、受付をつくります。



ポイント

受付に列ができてしまうような場合は、先に用紙と筆記具を配布しましょう。

名簿用紙と筆記具の配布

備蓄コンテナから出した避難者名簿用紙と筆記用具を配布します。

緊急を要する要望、特別な配慮が必要な場合は、必ず内容を記載してもらいます。

(例)・自宅が倒壊して中にまだ人がいる。

- ・受傷している。
- ・介護を必要とする。
- ・〇〇という薬が絶対に必要。
- ・ミルクやおむつが必要



用紙の回収

用紙を回収し、紛失しないように厳重に管理します。

緊急を要する要望、特別な配慮が必要な場合は、混ざらないように注意し、連絡体制が整い次第災害対策本部へ連絡します。

収容者名簿の作成

回収した用紙をもとに、避難者名簿を作成します。

最初は紙に記入して、電源の確保が出来次第、パソコンを使用する。

※止むなく車中避難をしている避難者や避難所以外の場所に避難している人がいる場合は、その方たちへも避難者名簿の記入・提出を呼びかけます。車避難者には、車のナンバーや車内避難者の氏名を記入してもらう。



⑱通信手段の確保

第二小学校には、「災害時優先」の登録をした固定電話があります。通信規制がされた状況でも使用可能ですが、この電話が使用できない場合は、次の機器により通信手段を確保してください。

※この「通信手段の確保」は、原則として学校の教職員若しくは市職員が行います。ただし、教職員や市職員が不在の場合には、市民の皆様を実施していただくことも考えられます。

災害時用 P H S



災害時用 PHS とは、「災害時に比較的つながりやすい」といわれているため、各学校に配置してある PHS。電話機のような形状で、電源がなくても乾電池で使用できます。

(株式会社ウィルコム提供)

	PHS-1	PHS-2
配置場所	職員室	養護教室

M C A 無線



MCA無線とは、市の公共施設、各学校や消防団に配置している無線機で、一斉同時通信に加えグループ通信、1対1通信ができるデジタル式無線機。バッテリーを内蔵しており、移設も可能である。

※MCAとは、Multi Channel Access の略で、一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する通信方式を表します。

※無線機配置場所一覧・番号一覧は無線機と一緒にしています。

※MCA無線が使用不能だった場合は、防災行政無線を使用してください

配置場所

職員室(窓際)

防災行政無線



防災行政無線(移動系)とは、一斉同時通信方式のアナログ式無線機。MCA無線の配置に伴い、現在は予備無線機としている。

配置場所

職員室(窓際)

⑱ 避難所開設報告

避難所を開設した旨を、災害対策本部へ報告します。

<報告要領>

「こちらは〇〇小学校 避難所開設報告です。

ただいま〇〇小学校の避難所を開設しました。

以後の連絡は、

通常の電話番号
災害時用 PHS
MCA無線 〇〇〇番
防災行政無線

で運用します。

報告者は、学校職員の 調 布 太 郎 です。



⑳災害伝言ダイヤル

いない
171

●災害用伝言ダイヤル●

◆災害時には電話が混雑し、家族と連絡が取れないことがあります。そんな時には「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生を行ってください。利用の開始や録音件数など、利用条件についてはNTTが決定し、テレビ・ラジオを通じてお知らせします。

◆録音方法◆



◆再生方法◆



※毎月1日、15日などで体験利用できます。
※公衆電話、携帯電話、PHSからも利用できます。

★災害用伝言版（携帯電話）

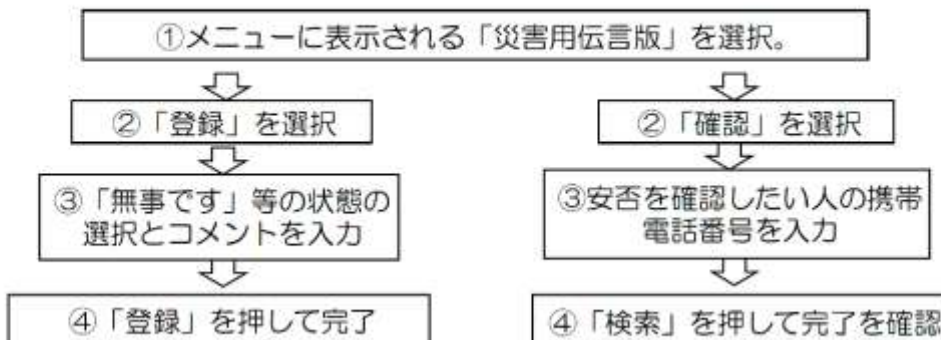
◆震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、各携帯電話を利用して伝言を録音できます。

- ◆NTTドコモ・・・<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- ◆au (KDDI)・・・<http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ◆ソフトバンク・・・<http://dengon.softbank.ne.jp/>

★登録方法★

★確認方法★

※それぞれの携帯会社のメニューに従って入力を行ってください。



②1 わが家の防災メモ

わが家の防災メモ

★ 家族の連絡先

●家族の勤務先・学校等の電話を記入しましょう。

△

△

△

△

★ 家族一時集合場所

●家族で事前に話し合ひましょう。

★ 広域避難場所

●大規模火災から避難する場所等

★ 官公庁等

- | | | | |
|-----------|--------------|------------------|--------------|
| ●調布市役所 | 042-481-7111 | ●東京電力多摩カスタマーセンター | 042-995-662 |
| ●調布警察署 | 042-488-0110 | ●東京ガスお客様センター | 0570-002-211 |
| ●調布消防署 | 042-486-0119 | ●東京都水道局多摩お客様センター | 0570-091-100 |
| 国領出張所 | 042-483-0119 | ●京王電鉄(株)調布駅 | 042-482-2029 |
| 深大寺出張所 | 042-484-0119 | ●京王バス(株)調布営業所 | 042-499-6711 |
| つつじヶ丘出張所 | 042-482-0119 | ●小田急バス(株)狛江営業所 | 03-3480-1311 |
| ●災害拠点病院 | | | |
| 慈恵医大第三病院 | 03-3480-1151 | | |
| 杏林大学付属病院 | 042-247-5511 | | |
| ●かかりつけ医院等 | | | |

避難所開設編